

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局

（平成 29 年度）

| 監 査 結 果 (指 摘 事 項) | 改 善 措 置 |
|--|---|
| <p>5 会計（公益財団法人仙台市医療センターの会計） (8) 貸付金の会計処理誤り 仙台市医療センターでは、当該就学資金貸付時に「看護師等養成費」として費用処理しているため、法人の財政状態を表す貸借対照表上、貸付金残高（平成 28 年度末現在、7,800 千円）が計上されていない。償還免除までは法人の債権として存在するのであるから、貸付時に費用処理するのは会計処理として不適切である。</p> | <p>就学資金貸付時に看護師等養成費として正味財産増減計算書に費用計上していた就学資金貸付金については、平成 29 年度決算から、就学資金貸付時に貸付金として貸借対照表に資産計上し、償還免除時に看護師等養成費として正味財産増減計算書に費用計上することとした。</p> |